

3 鎮静術の新設の可否に関する調査結果について

【調査事項】平成23年2月8日付け22食農審第61号食料・農業・農村政策審議会答申

「鎮静術」の新設の可否の判断材料とするため、鎮静の実施実態を調査すること

(1) 鎮静行為の実施頻度数調査

(平成23年度調査、対象施設数：133施設、対象期間：1年間)

番号	種別	総件数(A)	鎮静術実施回数(B)	1件当たりの鎮静術実施頻度 (B/A×100)
23	直腸検査	94,899	63	0.1
24	穿刺検査	76	12	15.8
25	生体組織学的検査	3	0	0
26	尿検査	3,829	92	2.4
27	胃内容液検査	6	1	16.7
28	レントゲン検査	249	92	36.9
	撮透視	2	2	100
29	心電図検査	23	5	21.7
30	超音波検査	1,867	46	2.5
32	子宮頸管粘液検査	81	2	2.5
33	卵管疎通検査	1	0	0
34	内視鏡検査	10	8	80
42	投薬	7,474	2	0
	胃カテーテル不使用	2,389	19	0.8
	胃カテーテル使用	1,233	10	0.8
43	洗浄	1,171	18	1.5
	眼・涙管・鼻腔・膣洗	30	3	10
	耳洗			
	膀胱洗			
44	膀胱内薬剤注入	20	0	0
	雌	11	0	0
	雄	1	0	0
	導尿しない	1	0	0
	導尿する	1	0	0
48	気管内薬剤噴霧	43	26	60.5
49	第一胃内容液投与	120	2	1.7
50	胃洗	26	0	0
51	浣腸	232	2	0.9
52	導尿	1,508	2	0.1
53	瀉血	16	0	0
54	子宮洗	718	19	2.6
55	子宮内薬剤挿入	6,834	32	0.5
57	乳房内薬剤注入	2,503	18	0.7
58	吊起	1,286	17	1.3
59	外傷治療	2,702	581	21.5
	小	552	299	54.2
	大			
60	第四胃変位簡易整復	91	43	47.3
61	蹄病処置	4,314	190	4.4
62	その他の外科処置	5,646	595	10.5
64	円鋸術	11	0	0
65	眼科手術	13	11	84.6
66	整歯	23	18	78.3
	歯短切	3	0	0
67	拔牙	3	0	0
68	鼻鏡断裂手術	23	20	87
69	気管切開	0	0	-
70	食道異物除去	48	7	14.6
71	食道切開	3	1	33.3
72	齧癖矯正術	3	3	100
73	穿胸	0	0	-
74	穿胃	284	13	4.6

7 5	第 四 胃 変 位 簡 易 整 復 手 術		19	10	52.6
7 6	開 胸		0	0	—
7 7	開 腹	帝 王 切 開	466	66	14.2
		腸 管 手 術	484	69	14.3
		第 四 胃 変 位 整 復 手 術	4,503	1,013	22.5
		そ の 他 の 開 腹	206	58	28.2
7 8	穿 腸		3	0	0
7 9	へ ル ニ ア 整 復		138	103	74.6
8 0	摘 出 手 術		16	12	75
8 1	腔 脱 整 復		125	30	24
8 2	腔 脱 整 復 手 術	縫 合 法	84	32	38.1
		観 血 法	7	0	0
8 3	子 宮 脱 整 復		266	28	10.5
8 4	直 腸 脱 整 復		10	2	20
8 5	難 産 介 助		3,891	31	0.8
8 6	子 宮 捻 転 整 復		652	21	3.2
8 7	切 胎		42	3	7.1
8 8	胎 盤 停 滯 除 去		2,076	0	0
8 9	乳 房 切 開 手 術		6	5	83.3
9 0	乳 頭 狭 窄 手 術		778	495	63.6
9 1	乳 頭 手 術		108	79	73.1
9 2	膀 胱 手 術		1	0	0
9 3	尿 道 切 開 手 術		239	78	32.6
9 4	骨 折 整 復		244	180	73.8
9 5	ナ ッ ク ル 整 復		325	141	43.4
9 6	脱 臼 整 復		16	7	43.8
9 7	膝 蓋 関 節 脱 臼 整 復 手 術		3	3	100
9 8	蹄 病 手 術		2,356	58	2.5
9 9	切 開 手 術	小	635	212	33.4
		大	255	125	49
1 0 0	麻 酔 術		239	125	52.3
1 0 1	焼 烙		16	10	62.5
	去 勢		1,900	1,814	95.5
	除 角		357	355	99.4
	断 角		130	7	5.4
	角 損 傷		21	21	100
	副 乳 頭 切 除		9	9	100
	受 精 卵 移 植		62	62	100

※番号は家畜共済診療点数表の番号

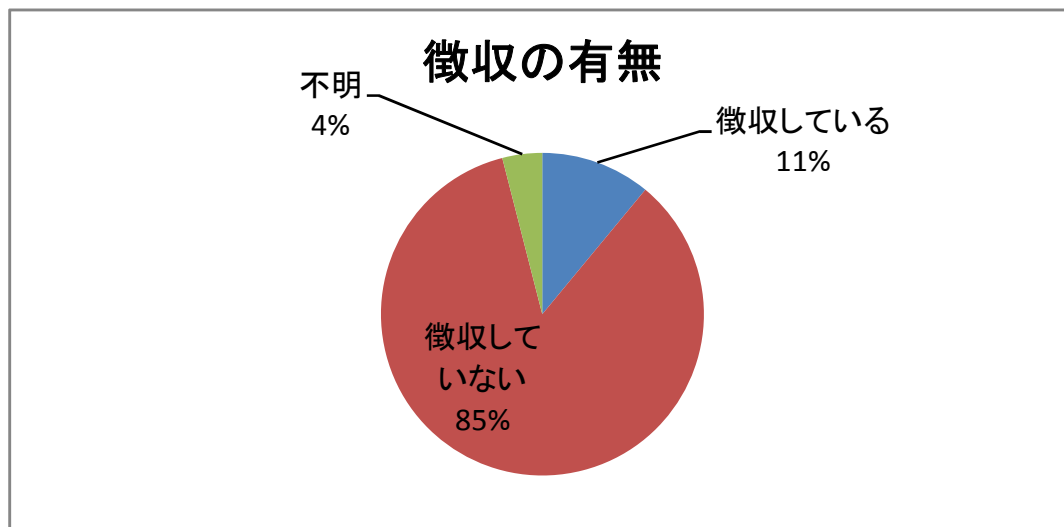
※番号欄が斜線の行為は病傷事故の対象外

(2) 鎮静料（平成23年度調査）

① 処置等の際に鎮静を行った場合、鎮静料を農家から徴収しているか

徴収の有無	施設数
徴収している	11
徴収していない	85
不明	4

（回答100施設）



② 徴収している場合、その費用

金額	施設
532円（スキルペン3ml）	1
500円～1000円	1
筋注600円、静注900円＋180円×使用ml	1
静注1090円＋医薬品実費負担	1
薬品代と筋注、静注料	1
薬剤費 ＋ 技術料	1
医薬品実費：（176円/100kg当り）＋375円	1
保険給付と同額	2
事故外診療で対応、実費徴収	1

(3) 使用物品に関する調査（平成23年度調査）

①医療用器具機械類

なし

②医薬品類

品名	数量	施設数
キシラジン注射液 (スキルペン、セデラック、セラクター)	0.5ml～183ml	72
キシロカイン (スプレー、ゼリー)	1～5	3
2%リドカイン注	20ml～100ml×15	3
ドミトール	1ml～10ml	4
ベトルファノール1ml	5	1
アンチセダン	0.5ml～40ml	9
マフロパン	20ml	1
塩酸プロカイン	20ml～160ml	3
アドサン	10ml	1
ボスミン注	2ml	1
ドプラム		1
トラゾリン		1
消毒用アルコール	5ml	9

③医療用消耗品類

品名	数量	施設数
2.5ml注射器	1～20	5
ディスポ注射筒5mL	1～139	5
10mlディスポシリンジ		1
注射器 20ml	14	1
注射器	1～78	30
注射針18G	1～139	6
注射針19G 1.1/2	2	1
注射針	1～73	25
サフォー 留置針 14G	14	1
注射ポンプ (5ml)	1～15	2
注射ポンプ	1～25	4
脱脂綿	適量	3
綿花	1	5
カット綿	1～5g	5
綿		1

(4) 鎮静術を新設することに関する意見（平成25年度調査）

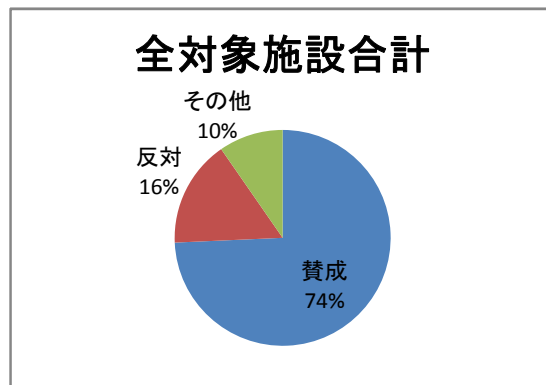
【改定の考え方】

鎮静術を新設する。ただし、家畜が暴れ検査、処置等ができない場合のみ適用することとする。

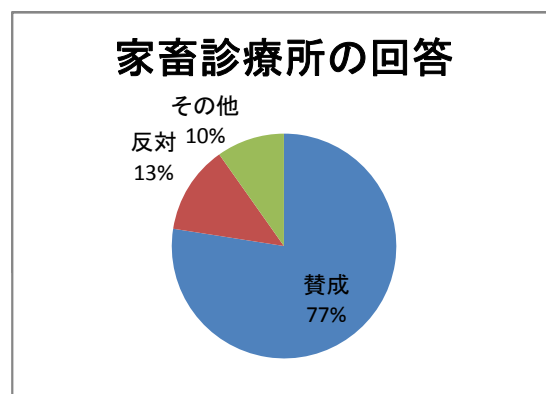
なお、併せて麻酔の定義及び範囲を明確化する。

①賛成・反対の内訳

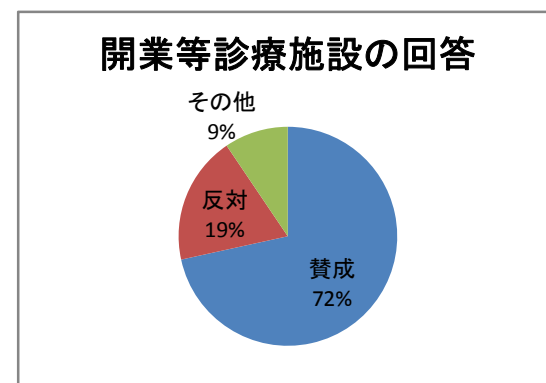
全対象施設合計	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	162
反対	35
その他	21
合計	218



家畜診療所の回答	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	79
反対	13
その他	10
合計	102



開業等診療施設の回答	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	83
反対	22
その他	11
合計	116



②賛成又は反対の理由

意見
【賛成】
理由：獣医師の安全のためには必要、軽麻酔と脊椎硬膜外麻酔と2つ必要がある。 妥当と考える点数並びにその根拠：軽麻酔→B種：90点 A種：12点 薬価脊椎硬膜外麻酔→B種：250点 A種：35点 薬価
理由：大動物診療の手術だけではなく、検査、処置等においても患者の騒擾による手技の不具合や術者の受傷等の危険が常に伴う。手術を確実に実行し、患者と術者の安全性を確保するために鎮静術は欠かせない処置となる。鎮静術の新設により労力を伴う検査・処置の実施が促されて早期の診断治療となり疾病の重症化を防ぐことができると考えられるので新設を希望する。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数 107点 （静脈内注射 B 種点数90点+医薬品代キシラジン 16.7点）A種点数 29点（静脈内注射 A種点数12点+医薬品代キシラジン 16.7点）
理由：現行では手術以外に麻酔術が適用されないのでは家畜および人の安全性から鎮静術の新設が望ましい。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点90 A点12 鎮静術の投与はほとんど静脈内注射で行うため静脈内注射と同じとした。
理由：大動物診療において、鎮静術は日常必須なため。麻酔術を適用する場面の方が稀なケースである。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈内注射又は筋肉内注射+医薬品
意外と検査処置が困難な事が多い
鎮静術の必要な場面が多いため。
理由：獣医、患者、畜主とも、安全に作業すべきと考えるため。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点「麻酔術」の1/2程度、A点「麻酔術に準ずる。麻酔深度に準ずる。
理由：曖昧な部分があるので、区別できるものは区別したい。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈注射及びキシラジン2ml程度からB点123点、A点45点と考える。
理由：獣医師の診療業務上の安全を確保するために、鎮静術を積極的に用いることは必要。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静に用いる薬剤は獣医師が選択するので、給付外とする。馬では、静脈注射、牛では、筋肉注射による投与が基本と思われるので、静脈注射の点数を用いるべきと考える。
理由：鎮静を必要とする検査や処置は多いので賛成。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種 90 A種 12 静脈注射が多いため。
理由：保定者、術者の安全を確保するために必要。 妥当と考える点数並びにその根拠：現行に順ずる。
理由：外傷治療、その他の外科処置、各種検査（レントゲン、超音波検査、内視鏡検査）に安全に施術するため 鎮静処置は必須となっている。 妥当と考える点数並びにその根拠：筋注、静注、関節腔内注射、点滴注射の各種別とする。
理由：大動物では特に、ヒトの安全確保、正確で適正な処置を行う為、またアニマルウェルフェアの観点からも必要な行為だと思います。個別に、必要性に基づいて行う行為なので、全てが処置の点数に含まれるべきものではないと考えます。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種90点、A種12点。 静脈注射相当の点数で妥当ではないか？
理由：鎮静下でない危険で処置できない場合は日常的にある。獣医師の身の安全を守るのは当然として、動物福祉や、畜主の安全のためにも鎮静術は必要な技術と考える。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種90点、A種12点（行為としては、キシラジンの静脈注射が一般的であるため。なおキシラジンの投与量は対象畜の大きさによって異なるので、薬価は別途給付されるほうが望ましい）
理由：対象家畜と術者の安全のため、賛成です。深麻酔ではありませんが、鎮静術は必要とし、現場で行われています。鎮静術→起立位。麻酔術→横臥（伏臥）と区別されたい。 妥当と考える点数並びにその根拠：診療種別、プラス、医薬品増点は可能とする。
今まで不明確だったため。（明確化してほしい）
理由：処置および検査料の種別には、麻酔術（鎮静を含む浅麻酔）は含まれていない。家畜および実施者の安全性を考えると鎮静等の処置が必要となる場合が多数ある。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静術としての点数ではなく、注射料の種別および使用薬品の薬価でよい。
大動物診療において、人・動物両者における安全な検査及び、処置は必要。 鎮静術の新設は望ましい。
理由：治療の部位により危険を伴う処置がある。抜糸においても鎮静しなければ出来ない場合もある。賛成である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種60点、A種12点。鎮静剤の筋肉内注射の使用を認めること。
理由：的確な処置のため必要。畜主・診療者の怪我防止。 妥当と考える点数並びにその根拠：麻酔術の50%程度 B161 A12
理由：外科的処置等鎮静させる事により、確実に処置が行われ、家畜のみならず術者にも安全である。外科的処置は痛みが伴う為広く認めるべきである。鎮静後のドミトール拮抗注射液（アンチセダン）も追加給付する必要があると思われる。 妥当と考える点数並びにその根拠： B-90A-12 静注での技術料が適正と思われる。
理由：危険を伴う処置は日常的に行われており、鎮静術は不可欠である。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈注射相当額とする。
獣医師の安全と動物に手技を確実に実施するためにも必要。
飼養者の高齢化、一戸当たり飼養頭数増加に伴い、診療時の保定者なしでの対応が増加している。

理由：鎮静術の新設には賛成する。「家畜が暴れ検査、処置等ができない」場合において術者及び畜主等が危険にさらされる事は当然、家畜自体にとっても十分に効果の期待できる治療を受けられないだけでなく、強引もしくは不十分な保定を強いられる事で転倒・骨折等の不慮の事故に陥る危険性を含んでいる為、鎮静術は両者の安全性の観点からも積極的に取り入れらるべきものと考えられる。ただし、「家畜が暴れ検査、処置等ができない場合のみ」という基準には明確さを欠く為、共済給付対象としての運用上には問題発生の可能性ありと思われる。「家畜が暴れて検査、処置ができない」場合の中には、稀に近寄るだけで興奮して暴れる様な、明らかに鎮静術を必要性とする場合もあれば、保定の方法等の問題で暴れる場合もあり、この場合原因を解消するだけでおとなしく検査・処置を受ける場合もある。このため「暴れ方」等での規定を設ける事は困難と思われ、更に、単回で行われる検査や外科的処置などに適用する事には差し支えないと考えるが、仮定として、獣医師等の保定技術の差もしくは安全性に対する考え方の違いによって、例えば複数回及び連日行われる注射等の処置に際して、「家畜が暴れて処置できない」事を理由に毎回鎮静術を適用する様な事例も発生しかねず、この点については疑問を感じる。業務中の事故・ケガなどあってはならない事は当たり前であるが、畜主及び産業動物臨床獣医師共に、高齢化・後継者不足の問題を抱えている為、殊に術者等の安全性・作業効率を考慮した場合、鎮静術の有効性は非常に高い事は明らかではあるが、一方で保険である以上、状況に応じた適切な対応が求められる事も明らかである。従って、「家畜が暴れて検査、処置ができない」場合の明確な規定もしくは、適用上の条件又は制限設定をもっと細かく設けるべきと考える。 妥当と考える点数並びにその根拠：従来の浅麻酔及び鎮静が、注射又は投薬をもって適用とされていたが、「処置等ができない」状況において適用される鎮静術である以上、これら注射又は投薬の点数以上・麻酔術の点数以下であるべきと考えられ、B種は150点程度を目安に、A種は麻酔術・注射と同額の12点が妥当ではないかと考える。
理由：的確な診断、治療を実施するため必要。 妥当と考える点数並びにその根拠：薬剤の投薬方法に準ずる。（麻酔術の適用細則）
理由：的確な診断、治療を実施する場合に鎮静が必要な場合がある。 妥当と考える点数並びにその根拠：薬剤の投薬方法に準ずる（麻酔術の適用細則）。
外傷治療、その他の外科処置を行う時には鎮静をかける事が多く、鎮静剤の筋注・保定・覚醒までの管理指導等を考えると、別途に鎮静術の技術料が給付されなければ行為に対し相当でないと考える。
すべての第4胃変位手術を傍正中切開手術でやっているが、仰臥状態を保つためには、鎮静状態を保つことが重要だ。
理由：乳頭、乳房損傷時の創口縫合、拔糸時の小手術、除角・去勢時、激痛を伴う処置、長時間の手術等に鎮静術を使いたい。 妥当と考える点数並びにその根拠：浅麻酔及び鎮静は、注射又は投薬を適用することになっているので筋肉注射60－12、催眠鎮静剤のキシラジンの牛1回量体重100kg筋肉内に注射キシラジンとして0.05～0.3mg/kg 2%1ml167円、脱脂綿2g3.4円、消毒用エタノール10ml12.4円 B種点数60、A種点数17
理由：外傷治療、乳頭手術時等の鎮静術は必ず必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：薬剤は別で、通常の注射点数とする。
理由：危険を伴う場合は必要と考える。 妥当と考える点数並びにその根拠：B 85 A 37 拘束時間、技術レベルを勘案して、麻酔術の半分程度と思われる。
外科処置等において患者が疼痛を伴う場合や安全な保定を確保したい時鎮静が必要となる。 麻酔とは区別したほうがよいと思われる。
理由：獣医師自身の安全を確保するためだけでなく、動物福祉の観点からも必要とされる処置である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数－100、A種点数－12 手技的には筋肉注射と相違ないが、鎮静時には、家畜の一般臨床症状観察に、より細かい注意が必要であるため。
理由：近年において多頭化農家の増加に対し、家畜との接触の減少等により、暴れ牛の増加の為適用する。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈注射の点数 B種90点、A種12点
本県では、大動物診療に於ける麻酔術（全身麻酔）は設備も無く全く行われておらず、鎮静術の新設が望ましい。
理由：動物愛護、処置する獣医師の観点からも必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：麻酔術の点数を適用。鎮静と麻酔では使用する薬品の量の違いと思われるため。
理由：乳牛の乳頭損傷時の乳管狭窄拡大術や乳頭形成術、外傷処置に際し発生する疼痛に起因する患者の狂騒は術者に身体的な危険を招くばかりでなく、患者に想定外の行動を惹起せしめ、二次的な損害を生じる可能性すらある。鎮静術はそれら危険性を防除する上で必須の処置と考える。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静剤 対象症例によってキシラジン量を調整 0.25～0.5ml/100キロ 静脈内注射
理由：臨床現場では暴れて検査できないときがあるので適用できるようになればありがたいです。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点150、A点12 麻酔術のB点が322、A点12から考えるとこのぐらいの点数になるのではと思います。
理由：獣医師の安全確保。 妥当と考える点数並びにその根拠：薬価のみ給付。
理由：四肢等（特に馬）の治療時に危険を伴うような場合は当然鎮静をかけますので、ありがたいです。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数：100 A種点数：15
理由：牛が暴れた場合人間に危害を与えるので実施したほうが良い。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数103でA種点数12 麻酔代の半分以下で静脈注と麻酔代をもらえばいい。
理由：家畜に鎮静は適切な処置を実施する為に必要な措置と認識する。また、高齢化に伴い牛の狂騒状態は、分娩後の母牛、子牛輸送ストレス等で遭遇する事例である。かなり危険な仕事で、獣医師の安全性確保の為にも必要な手技と考える。この場合、併せて対応病名を神経系疾患にカッコ書きで程度の附記して頂ければと要望する。 妥当と考える点数並びにその根拠：牛、馬、豚、で考慮すべき。各種畜種での静脈注射、及び対応する鎮静剤の成畜使用量を積算基礎とするべきと考える。

獣医師間でも見解の相違が見受けられる。新設することにより診療に支障が生じない可能性は大。
理由：麻酔術は深度Ⅲをもつて適用とされているが、実際に挿管して呼吸管理まで行うような麻酔を実施することは、当診療所では不可能なので、深度Ⅰ、Ⅱを鎮静と区分し特にキシラジン-アチメパゾールによる鎮静を給付対象として認めてもらいたい。伏臥位までを鎮静、側（横）臥位から麻酔、と区分するのが現場のラインかと思われる。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静：技術料 静脈内投与×2 薬価増点
理由：農家の高齢化が進み、より安全に効果的な治療を施すため。牛のストレスを低減するため。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点150 A点30 静脈内注射以上。
理由：処置を行うのに危険が伴うので賛成である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数：60 A種点数：12 + 薬価
理由：実際に鎮静下にて処置を行うケースは多々あるが請求できないでいる。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数 90 、A種点数 12 注射点数に準ずる。
理由：家畜の状態によって危険を伴うため。 妥当と考える点数並びにその根拠：家畜の種類（薬）によって変わる為、見当がつかない。
理由：獣医師および畜主の安全の確保と動物の苦痛の緩和のため必要。適正な治療を実施するためには必要行為である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B66～108 A12（筋注～静注）+薬価 B200 A12 麻酔術の適用
理由：診療に携わる人間並びに患者の安全性と適切な治療・正確な検査並びに動物愛護の観点からも必要な処置と考える。 妥当と考える点数並びにその根拠：筋注・静注・関節腔内注射・点滴注射で実際に行った種別を適用。
理由：ほとんどの治療には、痛みが伴う。獣医師・畜主の危険回避のため鎮静が必要な事が多い。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈注射と同程度の点数。投与方法は、筋肉注射・静脈注射であり、難易度は高くない。
理由：安全な獣医療を提供するためにも鎮静化は必要不可欠である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B60点、A12点（筋注と同等）。ただし使用した医薬品については増点可能とする。
理由：賛成だが家畜が暴れ検査、処置が出来ない場合のみとは、おかしい。大動物にとって痛み、不快伴う処置検査をするにあたって、人動物とも危険が伴うことが多く、暴れてからだと全く検査処置が出来ない場合がある。動物福祉の観点からも必要。 妥当と考える点数並びにその根拠：B90、A12 静脈注射と同様。
理由：検査・処置の正確性、技術者の安全性、家畜の福祉等を考えれば新設は当然である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点：100 A点：12 現行において、家畜の鎮静は鎮静剤の静脈内投与が一般的であることから、B点を静脈注射料金+αとし、A点は静脈注射と同額が妥当であると考えた。当然、鎮静剤の料金は種別には含まれない。
理由：鎮静術を施す場面が多々ある。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静剤の静脈内注射が主流。（セラクター0.03mg/kg使用が多い。）
よくあるケースだが、今までは事故外で扱っていた。
理由：年に数頭ではあるが家畜が暴れ検査できない場合あり必要性を感じる。（直腸検査、導尿、尿検、乳頭損傷時等の検査） 妥当と考える点数並びにその根拠：筋注、静注点数プラス薬品の料金
理由：鎮静術については賛成する。但し書きのとおり家畜により凶暴なものがあるため、現行の基準では給付の根拠が無く新設が必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈注射B90点A12点の技術料が適切と思われる。
理由：保定等の術がしっかりしていない現状においては鎮静術は必要だと思いますが、麻酔の定義および範囲を明確にするには不可能ですので、現行通り麻酔術でお願いしたいです。 妥当と考える点数並びにその根拠：現行通りの（100）麻酔術を適用して備考・適用細則にのっとり点数化すれば良いのではないのでしょうか？また使用薬剤・または数回の混合注射によっては点数の増点を施すべきではないのでしょうか。
理由：鎮静を必要とする場合があるため。 妥当と考える点数並びにその根拠：筋注1回と同じ点数とし、使用した医薬品については増点できることとする。
診療に際し患者が暴れ危険を伴うことも多く、鎮静処置は必要なものである为新設には賛成である。
理由：麻酔の定義及び範囲を明確化するためには、鎮静術を新設することが必要と判断されるため。 妥当と考える点数並びにその根拠：注射料金を基準に算定することが妥当と思われる。
理由：鎮静術は必要と考えます、家畜に不安、苦痛を与えないことも獣医療と考えます。また実施者の安全を確保するためにも必要と考えます。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点60 A点12 想定した薬剤が筋肉投与のため。
暴れたり、危険な際は治療者に危険が及ばないようにするのは当然のことと考える。
理由：術者の安全確保と患者への的確な治療には必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B322、A12 麻酔術と同じと考える。
理由：賛成。 妥当と考える点数並びにその根拠：60-12 筋注にて使用の為。
理由：当診療所にある麻酔薬は塩酸プロカインのみであり、これは局所麻酔薬である。全身に作用するものとしては鎮静薬である塩酸キシラジンを使用している。当診療所では麻酔術を保険適用できる薬は置いていない。牛が対象の場合、この塩酸キシラジンで「倒臥して昏睡状態に至る程度」の鎮静が可能であるから、この薬剤で十分ではないかと考えている。鎮静剤においても麻酔剤同様、使用時に投与する量の危険度を勘案して使用する必要があり、筋肉注射より技術的価値があると思われる。鎮静術を新設することに賛成である。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静術、B種90点、A種12点、が妥当と考える。静脈注射と同等と思われる。
鎮静、麻酔の定義は、より明確であっていいと考えられる為

理由：鎮静剤を注射した場合、その効果に程度の差はあるが、牛の状態を常に注意深く管理する必要があるため。妥当と考える点数並びにその根拠：深い鎮静（倒臥して昏睡状態に到った時）は麻酔術の点数を適用、浅い鎮静ではB種をその半分程度とする。
農家の高齢化が進んで対処できないことが多くなっている。施術者の安全を考慮するためにも必要。
新設が妥当と考える。例えば乳房（乳頭含む）損傷処置、四肢外傷処置等においては、診療行為に必要な不可欠である。薬効別薬価基準表における、101麻酔術の適用細則3浅麻酔及び鎮静は、注射又は投薬を適応する。とあるが明確でない。
理由：現状でも、家畜が暴れ検査、処置ができない場合、鎮静剤を使用しているため、鎮静術の新設に賛成です。妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静剤にキシラジンを、静脈注射しているため、38 静脈内注射が妥当と考える。
理由：創傷部の洗浄、縫合の多くは鎮静下でおこなっています。外傷治療の小では労力、経費に対して、過少評価であると思っていました。妥当と考える点数並びにその根拠：注射の点数に鎮静薬の薬価を足した位でいいのではと思います。
理由：鎮静を必要とする時も多少あり。暴れて獣医師がケガ等の危険性が高いため。患者のケガ防止、獣医や畜主のケガ防止に必要である。妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静術とせず、使用薬価と注射料のみとする。
理由：鎮静術のみ行う場合もあり、麻酔管理が必要。妥当と考える点数並びにその根拠：B 1 0 0（筋肉注射＋麻酔管理）A 1 2
必要であるが麻酔術との区別の問題や乱用の問題があるので新設には慎重を期する。
理由：麻酔術は深麻酔、中麻酔のため適用範囲が狭く、外傷治療あるいは痛みを伴う検査の場合、牛のカウコンフォートと術者の安全のために新設すべきである。妥当と考える点数並びにその根拠：B=160A=12、麻酔術及び注射の点数を参考にした。
新設されれば使用するため。
鎮静をするだけで労力、薬品代などがかかるため。
理由：獣医師、患者双方の不慮の事故を回避するために鎮静術の新設は妥当と考える。妥当と考える点数並びにその根拠：B種点150 A種点12 麻酔術の点数の水準を加味した場合、これぐらいと考える。
患者が暴れ診療に困ることはよくあります、鎮静処置は患者の状態を把握しながら、おこなわなければならない時間もかかります。
理由：手術時に行う鎮静は、たとえ術点数が低い場合でも、点数に含まれることとなっている。そのようなケースでは、本来の術点数が極めて低いものになってしまう。ゆえに、鎮静が必要とされる場合は、すべてにおいて鎮静術を独立して、適応可とするべきと思う。妥当と考える点数並びにその根拠：筋肉注射と同じB種点数60及びA種点数12に医薬品増点。
理由：外科処置において必要と思うので。妥当と考える点数並びにその根拠：筋肉注射と同等と思う。薬価は別請求
近年、畜産農家の高齢化により、保定が充分とはいえない場合が増えている現状がある上、肉質重視のため気性の荒い系統の牛（第一花園等）であつてもあえて導入する農家があり治療に困難をきたす事がある。
理由：めったにないが適用となれば利用します。キシラジン筋肉内注射の処置となるので。妥当と考える点数並びにその根拠：B60 A12 の筋肉内注射で対応してもらえば充分かと。
女性獣医師が増加傾向にあり、検査、処置を安全に実施してもらうためにも必要だと思うため。
理由：必要 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈注射と同程度
理由：はっきり言ってどうにもならない暴れ牛が存在するからです。自分が一番困るのは、蹄病処置および乳頭処置の時です。妥当と考える点数並びにその根拠：静注料＋α A：キシラジン薬価相当
理由：賛成であるが、家畜が暴れ・・・、とありますが、暴れてからでは遅いのでは？家畜の状況をみれば鎮静術が必要かどうかは判断できると思うので、・・・のみ適用する。ではなくて『必要と診断した場合適用する』に要望します。妥当と考える点数並びにその根拠：筋肉注射と同じ薬品代は含まない。
理由：実際に使用頻度は多い、とくに外傷処置やギプス固定時などは必要。家畜にあつても必要以上の痛みや恐怖を軽減できる。妥当と考える点数並びにその根拠：B種 180 A種 24 鎮静も術中、術後の管理もふくまれる。アンチセダンの使用も可能にしてほしい。薬品は増点。
理由：①やはり凶暴で鎮静しなければ処置できない患者が多い。②獣医師の危険な環境はできるだけ除くべきである。妥当と考える点数並びにその根拠：B60 A12 ＋薬品代
理由：獣医師、患者、補助等の安全、事故防止の観点からも必要と考える。妥当と考える点数並びにその根拠：B60 A12 と薬価点数 キシラジン等の全身投与、局所麻酔共に実費で良い。
現実に鎮静術が必要で実施されているため点数化が求められる。
理由：現行の適用細則をさらに明確にすれば良い。（補助的：骨折の治療、口腔内検査等） 妥当と考える点数並びにその根拠：現行で良い。
理由：獣医師・畜主・家畜の安全を考え必要と考える。妥当と考える点数並びにその根拠：筋注・静注など現行の点数で対応可能と考える。
鎮静術新設の必要性は、ありますが薬剤の選択基準と麻酔との定義の明確化は、不可欠と考えます。

理由：起立している状態で鎮静することにより、安全な検査、処置が行える。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種120点A種24点医療薬品の費用は別途ドミトール10ml 7,000円・アンチセダン10ml 7,200円
賛成。年間で数回使用するためありがたいです。
賛成
理由：興奮状態での検査処置は数多くあり、極めて危険がある。安全かつ確実な検査処置を行うためにも鎮静術の適用は必要と思う。 妥当と考える点数並びにその根拠：B90点A12点が妥当、静脈注射による鎮静が多いのでこれを適用してほしい。
アニマルウェルフェアの観点からも家畜に苦痛を与えないために、鎮静させてからの処置ができるようにする必要がある。
理由：疼痛や神経質な個体で、鎮静が必要な場合は有る。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈内注射と同等。鎮静であれば、麻酔術のような処置後の管理までは想定しないから。
理由：処置時の術者の安全性並びに処置時間の短縮、患畜への安全性（処置中の事故等）の為には必要と思われる。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静剤投与法については、注射が主であると思われる。故に（薬価＋注射料）が妥当かと思われる。
理由：今後、獣医師の高齢化に配慮して、安全に診察する意味でも必要。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点310（麻酔術に準ずる）
治療時における獣医師の事故防止に役立つため。
高齢の組合員や獣医師への怪我、家畜への苦痛の軽減のために必要だと思います。
理由：当診療所で鎮静させる家畜は仔牛が主であるが、鎮静薬が高価であることも考え賛成する。 妥当と考える点数並びにその根拠：麻酔させると覚醒まで心配しなければならない。それなりの点数を．．．。
鎮静術を新設することには賛成。しかし、家畜が暴れ検査、処置等ができない場合のみ適用することには反対です。家畜は暴れることが前提です。
理由：麻酔術（全身麻酔のみ）では対応できない場合に必要では？麻酔の定義及び範囲の明確化は大切だと思います。 妥当と考える点数並びにその根拠：使用した医薬品も含めでの程度では？（麻酔術の1/3程度）B100点程度 A12点
理由：各種外科手術及び内科学的（神経型ケトン症等）の対応に極めて重要。動物愛護、動物福祉（Animal welfare）等、国際的に認知されているから。 妥当と考える点数並びにその根拠：具体的算定不可
あまり適用対象疾病は考えられないが、時節柄（アニマルウェルフェア）が騒がれる時、対外的にもあった方が好ましい。
理由：主に乳頭処置（切断等）にキシラジンまたは、乳頭基部局所麻酔を行っているが、鎮静術は牛にとっては、福祉の面で、人にとっては安全面で必要な処置と考える。 妥当と考える点数並びにその根拠：危険度を考慮し静注くらいの点数が妥当 B90 A12
処置時に暴れ、鎮静剤を使用することがあるため賛成。
必要な場合に度々、遭遇するので。
理由：起立時の第四位変位整復手術及び帝王切開手術において鎮静術、局所麻酔術の技術料は必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：腰種麻酔は現麻酔術と同当だと考える。B322 A12
理由：子宮脱の整復や蹄病処置の場合鎮静剤を使用したいと思う時があります。 妥当と考える点数並びにその根拠：薬品の投与量の問題は麻酔術とほぼ同じだと思います。
理由：家畜個々によって性格や気性が異なり鎮静術は診療中の安全性や効率性のため必要だから。 妥当と考える点数並びにその根拠：使用する薬価に投与経路（静脈、筋肉）によって現在の注射料点数を参考にする。
理由：近年は、女性診療獣医師が増加していることもあり、獣医師安全確保のために賛成する。 妥当と考える点数並びにその根拠：現在の注射料金から設定される点数で妥当と考える。
理由：確実な手術なり、処置を行うためには必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数161、A種点数12 麻酔術に比べ短時間で済み、難易度は低いいため麻酔術の半分程度で良い。
例えば、乳頭損傷などの場合、セラクターを使い鎮静し、チューブを入れるなどの処置をしますが、その場合、鎮静術が適用されれば、いいと思いますが、セラクターの薬価と、注射の点数の合計以下の点数では意味がないと思います。軽度の鎮静か、深度の鎮静かによって、薬価が変わります。
理由：冒頭の照会通りで、家畜が暴れたり暴れる可能性のある検査や処置（痛みを伴う）をすることは現場では度々遭遇するので。また現行では手術の範疇において鎮静が技術点に含まれるので鎮静を処置しようがしまいが同じ点数となっていて、余分に技術や医薬品が生じたのに請求することが出来ないと言うのはおかしいと感じるから別々に分けて考えてもらいたい。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静は大半はキシラジンを使用すると思うが、静脈注射では即効性だが頸部の保定が必要に、筋肉注射では頸部保定が必要でない代わりに鎮静状態になるのに時間がかかり獣医師が時間的に拘束されてしまうので、時間と労力のことを考慮に入れて、B種：90点、A種：12点が適当であると思われる。それに付随して当診療所では鎮静→処置後に必ず鎮静解除薬（アンチセダン）を投与しているがその適用についても見当してもらいたい。
理由：安全かつ確実な処置を実施するには鎮静処置は場合により必要。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種214 A種12 安全な鎮静には獣医学的な知識が必要。

理由：鎮静術は獣医師が安全に診療を行うためだけでなく患者のためにも必要だから。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈注射の点数を適用する。現場では鎮静のための薬剤を筋肉内ではなく静脈内に投与している。
以前なら家畜を捕まえて保定まで畜産農家が行ってくれたが、今では畜産農家も高齢化し、この作業も獣医師任せ、ましてや暴れる家畜に対して一人では診療もままならない。
理由：家畜の扱いは危険を伴うことが多いので、鎮静が必要な時が多々ある。また、鎮静中でも覚めたり、暴れたりなど体力的にも精神的にも危険が多く、追加で投与が必要な時もある。鎮静には個体差も多いので、鎮静薬の量は柔軟にお願いしたい。 妥当と考える点数並びにその根拠：B 120 危険 A 30 注射 ロープ
理由：乳頭切断、乳頭の踏創処置、ナックル整復、蹄手術、疝痛の強い腸捻転などの腸手術、その他横臥位や仰臥位での手術が必要な場合、多くはキシラジンを使用しており、正確で安全な処置には欠かせない。 妥当と考える点数並びにその根拠：エマサスの使用量＋筋肉注射代
理由：保定者、術者の安全および事故防止に寄与する。 妥当と考える点数並びにその根拠：B（160），家畜の安全な保定および鎮静剤の投与。A（39），キシラジン2%2ml投与を想定。
家畜が暴れることにより、家畜、畜主、獣医師に怪我があつてはならないから。更に言えば、麻酔に関しては、家畜福祉からも、その獣医師の判断に任せることとしたほうが良い。
理由：現実問題として必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B190 A12 高すぎず丁度良い所。
理由：家畜の保定が治療の基本ですが、どうしても完全に保定出来ない場合があります。家畜の安全と獣医師の安全のため鎮静術も必要と思われます。麻酔術については、深麻酔になっております。これについては相当慎重を要しますので、定義及び範囲の明確化は必要と思います。 妥当と考える点数並びにその根拠：薬品料＋筋肉内注射のB-60、A-12が妥当と考えます。
理由：運動器疾患での治療行為は、おおむね、鎮静しておこなっています。鎮静といっても、横臥状態まで、かけています。 妥当と考える点数並びにその根拠：麻酔に準ずる。
理由：鎮静が必要な場合は多々ありますので、新設に賛成です。 妥当と考える点数並びにその根拠：静脈内注射 90 12 で良いと考えます。
理由：動物の福祉の観点から、疼痛を伴う処置を行うために鎮静、鎮痛処置を実施することが、臨床現場で多く見られるので、鎮静術を新設し、麻酔と鎮静の定義を明確にするのに賛成である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B、A点は使用薬剤（キシラジン等）と投与方法（静脈内、筋肉内など）の合計。
危険を伴う処置を実施する際に安全かつ確実な処置が可能になると思うので賛成です。
理由：家畜が暴れて診療できないことが、時に発生する。治療しなければ対象家畜の生命に著しい損害が生じるわけで、このような時、鎮静剤の投与が必要となる。ただし、凶暴になっている家畜に対して注射等の処置をすることであるため、通常の筋肉注射と異なり、特殊な器具、或いは危険を了解しての行為であると考えられ、手術目的の麻酔術とは別の扱いで点数を設けることに賛成する。麻酔術は、麻酔薬を用いるという点で、定義付けすればよろしいのでは。当然、麻酔薬の前投与薬として鎮静剤を投与することはありえるので、その全ての行為に関して麻酔術を適用していると考えている。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種 120点 A種 12点 筋肉注射の2倍程度と考えた。
摘要の機会はそれ程多くはないものと思われるが、獣医師が受傷する様な事があつてはならないので適用に賛同します。
理由：獣医師や畜主が怪我をするような事があつてはならないから。 妥当と考える点数並びにその根拠：麻酔術の半分くらい。根拠は特にありません。
理由：現行でも「麻酔術」の適用細則で「浅麻酔及び鎮静は注射又は投薬を適用する」とあるので、あえて新設する必要は感じていないが、これまでの本調査の結果をまとめた冊子に出ている意見を見ると、鎮静が共済点数で認められていることを知らないか、都道府県独自の規則で給付対象になっていないのではと読み取れる。わかりやすくするために新設した方が良く考える。合わせて都道府県独自の規則で給付制限が行われていれば、国としてぜひとも改善指導（指示）をすべきだ。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点数：60、A種点数：12（キシラジン製剤の筋肉注射によることがほとんどと思われるので現行通り筋肉注射の点数でよいと考える。使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点できる旨を定めておくことは当然である。）
危険回避のための新設には賛成。
理由：術者に身の安全の為、スムーズな処置ができる為には不可欠です。特に乳頭狭窄手術は乳頭口の損傷を認め、新生肉芽物の除去する場合、後肢の蹴踏等で、何回か術者はけられました。キシラジンは点数に入っているとありますが、乳頭チューブの挿入、挿着を含めるとA44は低すぎます。 妥当と考える点数並びにその根拠：B100 A50 Bはキシラジン2ml1334円と竿注600円の含算したもの。Aは2ml1334円になるものによっては追加投与が要する場合有り。よって50が妥当。
必要に応じて。
理由：狂暴な家畜に診察・治療をしなければならない場合に、どうしても鎮静が必要なときがあり、ぜひ新設をお願いしたい。 妥当と考える点数並びにその根拠：鎮静術に静脈内注射および筋肉内注射の2種を設定し、それぞれの注射料の点数に準ずる。

理由：最近、マイコプラズマ性肺炎が急増して耳洗浄をすることが多くなり、鎮静しないと出来ないことが多い。 妥当と考える点数並びにその根拠：B 200 A 12 麻酔術 より低く設定。
理由：現代の大動物診療において女性の進出なしでは、成り立たないと考える。また、アニマルウェルフェアの観点からも鎮静術の新設は重要だと考える。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種点150、A種点60。どんな大きさの患畜でもセラクタル注3ml以下を静脈注射すれば、鎮静化できるから。
理由：和牛においては注射行為自体に嚴重な保定を必要とする。それ以上の診療行為を行うには絶対に鎮静作業が必要である。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点218、A点14点。関節内注射料程度。
畜主が高齢者が多く、1人で診療する際には、大変有意義だと思う。
理由：外科的な処置（手術を含む）の場合（例：ナックル整復、外傷縫合、腱断裂）鎮静を必要とする時があります。通常キシラジン投与にて対応していますが、鎮静術の新設には賛成します。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種108+薬品代 A種わかりません 個人的にはキシラジン静注にて実施しています。注射技術料と薬価の合計で良いのではと考えます。
理由：暴れる家畜に対する処置は危険がともない、鎮静させるだけでも大変だから。 妥当と考える点数並びにその根拠：B種200点、A種12点。通常の筋肉内注射の約3倍。
鎮静は必要ですが、現在どのようなことが議論に参加していませんので、言いにくいです。
理由：獣医師の不慮の事故に対する処置 妥当と考える点数並びにその根拠：B 90、A12。静脈内注射の適用。
外科的処置をする場合、ほとんどの場合、鎮静の処置を施し、現行の外傷治療、その他の外科的処置では安価な為。
理由：キシラジン注射液での鎮静術と考えていいのでしょうか？ほとんどセラクタルを使うことはないですが、切開手術や外傷治療などで処置が出来ない場合は欲しい適用項目である。今までは使っても切開手術や外傷治療の中に含まれているために請求できなかった事を考えれば有用かと思われます。 妥当と考える点数並びにその根拠：B点120 A点50 筋肉注射の点数が70に薬価が50程度と考えればそれくらいの鎮静術のB点、A点は欲しい。
理由：牛の個体識別耳標装着以降、それが原因で耳断裂が多く、縫合することがあるが、その処置のため鎮静術が必要であるが現行では外傷治療B158、A31のみしか適用できず、危険度を考慮すると全く割に合わない診療である。鎮静術が新設されることには賛成である。 妥当と考える点数並びにその根拠：麻酔術がB322、A12であることから、B200、A8が妥当と考える。なお麻酔術と同じく、薬価点は増点できるようにしてほしい。
理由：高齢化のため、飼養者、術者の双方の安全のため鎮静術を適応する事が多くなる。診断の手法も高度化し超音波等、高額な器具を使う場面も多い。 妥当と考える点数並びにその根拠：B；135 A；12 鎮静から覚醒まで静脈内注射で実施する為、静脈内注射の1.5倍
理由：今でも暴れる家畜に対しては鎮静化してから検査処置してきた。 妥当と考える点数並びにその根拠：注射料及び医薬品の使用料ぐらいで良い。
理由：畜主、獣医師共々、危険な診療は躊躇する。 妥当と考える点数並びにその根拠：90-12 家畜に苦痛を与えない、動物愛護の観点から積極的に行いたい。
理由：高齢化が進み、畜主に保定をお願いできないような状況がよくあるため、そういう農家さんの飼育している牛は極端に手をかけていないため（慣れていないため）予想以上に暴れたりする。 妥当と考える点数並びにその根拠：B：90、A：12 静脈注射を行うため、だいたい同じで良いと思う。
理由：特に和牛は狂暴で必要にせまられる場面が毎日ある。認められず多くの獣医が怪我をおった。 妥当と考える点数並びにその根拠：B：100、A：12静脈注射と同程度が妥当と思う、実施時には牛は暴れ危険を伴う。
理由：鎮静薬による麻酔は、家畜が興奮している状態などでは有効な処置であるから。 妥当と考える点数並びにその根拠：通常の静脈内注射と同点数90。
【反対（現行どおりが適当）】
セラクタルの薬価と注射料で充分。
暴れるの基準が明確ではないため。鎮静は立位で処置できる程度、麻酔は伏臥以上追横臥が適当。
家畜が暴れているの基準があいまいで個人差が大きい。鎮静剤の乱用をまねく。
鎮静剤の料金+注射料で良いと思う。（家畜の大きさ、畜種によって鎮静剤の使用量が異なり、診療簿事務が煩雑になる）
筋肉注射で対応できる。
鎮静術を新設必要は特にないと思う。鎮静は、注射又は投薬で適用となっているため必要がない。
現在でも鎮静剤の使用が認められていること、通常の使用方法では家畜に対するリスクが低いこと、必要性の判断が難しいことなどから、今のところ新設する必要はないと思われる。
鎮静の必要範囲が過剰診療となる危険性が生ずる。
家畜が暴れてというのも、獣医師の熟練度によっては、鎮静しなくても処置できることも考えられる。基準が曖昧で、給付の基準を設定するのが難しい。獣医師の安全を確保するために、鎮静術を新設していただけることはありがたいが、上記の理由より現行のままで良いと考える。ただし、一定割合で鎮静をかけることも想定していただけるならば、手術料の技術料の算定時に鎮静に用いる薬剤等の費用を考慮していただけると、幸いである。

浅麻酔及び鎮静については処置後の事故も起こりにくく、加えて技術的に特に困難とは思えず、現行どおり注射または投薬での対応で問題が無いと考える。
従来どおり注射または投薬を適用すればよい。
鎮静は浅麻酔である為注射＋薬価で適当。家畜が暴れ検査、処置等ができない場合は麻酔術の点数程度のB点数が必要だと思う。
麻酔術の適用細則に、浅麻酔及び鎮静は、注射又は投薬を適用するとあるので、特に必要がある場合は、これを適用すれば良いと思われる。
鎮静については現行のままで問題をみとめない。
「家畜が暴れ検査、処置できなかった場合」に遭ったことはありませんが、現行のもので、対処できると思います。
家畜の暴れ等の明確化がむずかしい。
去勢、抜糸、削蹄等、明確化できない部分が多いと思う。
暴れてからでは、家畜のストレスが増す。鎮静は暴れる前から必要な場合が多いと思われる。
一般の治療のために鎮静する場面はほとんどなく、手術や外科的治療などに伴う鎮痛で行う麻酔の部分充実すべきである。
必要と思わない。
鎮静術を適用する判断が複雑化するのではないかと？
特殊な個体に対して使用する事になるので使用する場合は適用外でいいのではないかと思う。
現行どおりで適当。
鎮静剤の乱用につながらないか疑問。家畜が暴れている程度が不明確。
例が少ないと思うので。
現行の麻酔術の範囲で対応可能。麻酔術の定義及び範囲の明確化は、現在薬価にソムノペンチル（バルビタール剤）のみしか収載されていない状態で気管挿管による全身麻酔（吸入麻酔）用薬剤の記載が必要なので大学での手術を依頼するのは別として現場では現状が妥当である。
鎮静薬のみを農家から徴収するので必要なし。
現行どおりが適当。検査処置のため鎮静術をしたことがないのでお答えできません。
反対。理由：特に無し。
新設ではなく、治療処置、検査時に加点する（薬価、注射等）という方法で良いのでは？
鎮静剤の少量注射（筋注）で適用してもかまわない。
鎮静剤の投与は通常筋肉注射であり、現状の注射又は投薬を適用するで良いと考える。
牛の鎮静はキシラジンの筋肉注射が静脈注射で安全性が高く有効なので、それらの現行点数を使用することし、わざわざ新設する理由は無いと思う。ただし、必要に応じて抗鎮静薬（アンチセダン等）を使用する場合があります、この薬価点数は必要であると思う。
鎮静目的の麻酔術は、どの程度から使用可能なのかわからない。鎮静目的であれば診療外で薬品代を取れば良いと思う。
【その他の意見】
体重差及び感受性の違いがあるので、医薬品代は別に請求できることが望ましい。
獣医療として家畜を鎮静し処置を正確に行うことは当然と考える。処置をする以前に獣医師の判断で鎮静術は行える様にすべきである。
家畜共済診療点数表の麻酔術は、「中麻酔または深麻酔に限る。」となっており適用細則に「浅麻酔及び鎮静は、注射または投薬を適用する。」としているが、中麻酔または深麻酔で鎮静剤のキシラジンが給付とならないのは意味不明。要領・給付基準等を厳しく適用するのであれば記載内容ももう少し親切なものとなるよう再検討するべきと考える。
鎮静術を新設するのはいいが、これまでの注射又は投薬プラス薬価と点数的にも違いはないように思われる。
鎮静剤の覚醒も必要です。覚醒の処置料も含めて検討願いたい。
キシラジンに良く反応する牛と、そうでない馬の違いについて考慮願いたい。手術以外のあらゆる検査、処置について必要な場合は鎮静・麻酔が給付されるべき。但し点数算出根拠を明示し、維持麻酔、吸入麻酔、特殊な局所麻酔が含まれないなら給付外請求を妨げるべきでない。また、麻酔薬でないからとキシラジンを給付外とする効能効果原理主義に疑問を感じる。牛の場合、学術的にも中麻酔以上の不動化が確保されており薬価を給付外とする麻酔の定義を明確にしたい。
鎮静に必要な薬剤量は、体重・鎮静深度などにより異なるため、使用する薬剤は別途請求出来る様にして欲しい。
新たな項目を作らずとも、そのままでは処置不可の時など、適用時の条件を明確にし、「注射代」「薬価」を給付する形で対応すればよい。
麻酔の定義、麻酔術の定義は現行のままで明確化は複雑化する。
麻酔の定義を定めることは必要。
麻酔術については、改定の考え方に賛成する。

家畜が暴れ処置等ができない場合のみ摘要とあるが、事前に家畜がどの程度暴れるかは推し量ることはできない。疼痛を伴う手術、処置等は家畜が暴れてから摘要するのではなく給付対象でいいのではないかな？獣医師の安全と家畜での動物愛護の考えから摘要させてもいいと思う。検査処置を具体的に表示してはどうか？（乳頭、四肢などは最初から摘要でもいいと思う。）
必要性を感じたことはない。どちらでも良い。
どちらでもいいです。特に意見はありません。
最近では鎮静剤ばかりではなく、鎮静解除剤等も使用されていると思われるので、患者の安全性という事も考慮の上、鎮静術の新設（診療点数も含め）を願いたい。
去勢等にしか使用しないので（乳代or現金請求）多数意見尊重。0peは局所のみ。
鎮静術を新設したら、他の項目が削られたあるいは、他の点数が下げられたという事になっては、意味がないので、点数の総枠の上限を決めての検討はよしてください。
麻酔の定義及び範囲を明確化することには賛成します。
麻酔がソムノベンチルのみでは、話になりません。キシラジンが反芻家畜では、鎮静から麻酔まで、こなせますが。疼痛管理は不可能です。論文でもあるが、プロポフォール使えたら助かります。ケタミンやブトファノールもどうにかありませんか。
鎮静剤の効きすぎによる死亡事故等もあるそうなので鎮静拮抗薬の薬価点数を設置する必要があると思われる。
暴れる家畜の規定がむずかしいのではないかな。